

指定短期入所生活介護事業所さつき荘運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人 津田福祉会が運営する指定短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさつき荘（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3 事業所は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名称 : 特別養護老人ホーム さつき荘
 - 二 所在地 : 栃木県鹿沼市白桑田 254番地7

第2章 利用定員等

(利用定員)

- 第3条 事業所の利用定員は、10名とする。

(定員の遵守)

- 第4条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第3章 職員及び職務の内容

(職員の区分)

- 第5条 事業所に次の職員を置く。
- 一 施設長（管理者） 1名

- 二 事務員
 - 三 生活相談員 1名
 - 四 介護職員 22名以上
 - 五 看護職員 3名以上
 - 六 機能訓練指導員 1名
 - 七 介護支援専門員
 - 八 医師（非常勤） 1名（非常勤）
 - 九 管理栄養士
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 3 第1項に定めるものは、介護予防サービス事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認めることができる。

（職務）

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者）
 - ア 事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - イ 事業所の職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - 二 事務員
 - 事業所の庶務及び会計事務に従事する。
 - 三 生活相談員
 - 利用者の入退所、生活相談及び苦情への対応、援助の企画立案・実施に関する業務
 - 四 介護職員
 - 利用者の日常生活全般にわたる介護業務に従事する。
 - 五 看護職員
 - 利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
 - 六 機能訓練指導員
 - 利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
 - 七 介護支援専門員
 - 利用者の介護支援に関する業務に従事する。
 - 八 医師
 - 利用者の健康管理および療養上の指導を行う。
 - 九 管理栄養士
 - 給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議及び委員会を設置する。

- 一 全体研修会
- 二 幹部会議
- 三 品質管理会議（苦情処理・施設設備・危機管理・内部監査）
- 四 感染症対策委員会
- 五 褥瘡対策委員会
- 六 事故防止委員会
- 七 防災委員会
- 八 給食委員会
- 九 身体的拘束等適正化委員会
- 十 高齢者虐待防止委員会
- 十一 入所検討委員会
- 十二 サービス担当者会議
- 十三 介護看護連絡調整会議
- 十四 ユニットミーティング

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等・その他サービスを選択するために必要と認められる重要事項説明書その他の文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について文書により利用申込者の同意を得た上、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(サービスの開始及び終了)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、サービスを提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(サービスの取扱方針)

- 第13条 事業所は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活や日常生活上の活動を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 事業所は、利用者がそれぞれの役割をもって生活を営む事が出来るよう配慮して行う。
 - 3 事業所は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
 - 5 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
 - 7 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るための対策検討委員会を、3月に1回以上開催する（以下「身体的拘束等適正化委員会」という）。
 - 8 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、身体的拘束等適正化委員会を開催し、身体的拘束廃止に向けての具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録する。
 - 9 事業所は、自ら提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図る。

(短期入所介護計画の作成)

- 第14条 施設の介護支援専門員は、4日間以上継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
 - 3 施設の介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
 - 4 施設の介護支援専門員は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期

入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

- 第15条 介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
 - 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に対し、その意向に応じて適切な回数の入浴の機会を提供する。入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、利用者の排泄状況を踏まえておむつを適切に取り替える。
 - 6 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 7 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 事業所は、利用者の負担により、当該短期入所生活介護の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 第16条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 事業所は、適温に配慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂る事ができるよう必要な時間を確保する。食事時間は次のとおりとする。
 - 一 朝食 午前 7時15分から
 - 二 昼食 午後12時00分から
 - 三 夕食 午後18時00分から
 - 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者が食堂・リビングで食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第17条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第18条 事業所の医師及び看護職員は、利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院及び協力歯科医院を定める。

一 協力病院 西方病院 (診療科目 内科、循環器科、外科、整形外科)
所在 栃木県栃木市西方町金崎273-3
電話番号 0282-92-2323

さつきクリニック (内科、外科)
所在 栃木県鹿沼市白桑田254-11
電話番号 0289-76-3313

鷺谷病院 (内科、外科、整形外科、皮膚科)
所在 栃木県宇都宮市下荒針町3618
電話番号 028-648-3851

細川病院 (内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科)
所在 栃木県鹿沼市仲町1703-3
電話番号 0286-64-3387

二 協力歯科医院 ファミリー歯科
所在 栃木県鹿沼市西茂呂4-41-2
電話番号 0289-62-4184

(相談及び援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(虐待等のケースへの対応)

第20条 虐待等のケースについては、災害時における超過定員と同様の取扱い（定員超過の上限を定めない）とする。

(在宅中重度の受入れ)

第21条 事業所は、夜間帯に看護職員を配置するなど、医療機関との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図る。また、訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、短期入所生活介護の場においても、なじみの訪問看護師からサービス提供が受けられる体制を確保する。

(その他のサービスの提供)

第22条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図る。

第5章 事業所の利用に当たっての留意事項

(留意事項の説明及び同意)

第23条 事業所は、利用申込者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、あらかじめ、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書により説明し、文書により同意を得る。

(利用者の心得)

第24条 利用者は、他の利用者の意思及び人格に十分配慮しながら、社会的規範を守り、自らの有する能力に応じた自律的な日常生活を営むことを通じて、健全な共同生活の運営に努めるものとする。

(外出)

第25条 利用者は、外出するときは、あらかじめ、所定の様式により施設長に届け出るものとする。ただし、職員が随行する場合はこの限りでない。

(衛生の保持)

第 26 条 利用者は、事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 27 条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は事故の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 多額の現金、貴重品、危険物等は持ち込まない。

(利用者に関する保険者への通知)

第 28 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 6 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 29 条 事業所は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録する。

(事故発生時の対応)

第 30 条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを

作成し、職員に徹底する。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 事業所は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画として、防災計画を別に定める。

- 2 事業所は、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 3 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業員に周知する。
- 4 消防設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設ける。

(業務継続の強化（BCP）)

第32条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行う。

第8章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第33条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第34条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(感染症対策の強化)

第35条 感染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、専任の感染症対策担当者をおき、定期の委員会を開催するとともに、感染症が流行する

時期等を勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

(身体拘束等の禁止)

第36条 施設は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るための対策検討委員会を、3月に1回以上開催する（以下「身体的拘束等適正化委員会」という）。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。併せて身体的拘束等適正化委員会を開催し、身体的拘束廃止に向けての具体策を話し合い、その経過と対策方法について記録する。

(高齢者虐待防止の推進)

第 37 条 利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する措置を講じる。虐待等の事案については、一概に共有される情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応します。専任の担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第 38 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じる。

(会議や多職種連携における ICT 活用について)

第 39 条 テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全に関するガイドライン」等を遵守して行う。

(看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実)

第 40 条 看取り期のサービス提供にあたり「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うよう努める。

(掲示)

第 41 条 事業所は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、事故発生時の対応、苦情処理その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧可能な形で、ファイルで備え置く。また、重要事項の情報をウェブサイト（ホームページ等又は情報公表システム）に、掲載公表する。

(秘密保持等)

第 42 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により利用者の同意を得る。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 43 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第 44 条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。
- 5 事業所は、提供したサービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第 45 条 事業所は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第 46 条 事業所は、指定短期入所生活介護の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 47 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 第 10 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第 13 条第 8 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第 28 条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第 29 条第 2 項に規定する緊急時等の状況及びその際に採った処置の記録
- 六 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 七 第 43 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(生産性向上の取組)

第 48 条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

(法令との関係)

第 49 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第 50 条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 14 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 10 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 6 月 16 日改正

平成 23 年 10 月 1 日改正

平成 30 年 11 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正